



やしお 水道だより

No.54

平成26年(2014年)6月25日
編集・発行

八潮市水道部

〒340-0816 八潮市中央一丁目3番地1

☎048-996-1486(代)

URL <http://www.city.yashio.lg.jp/>



定期的に水道部職員による応急給水訓練を実施（八條小学校応急給水施設）

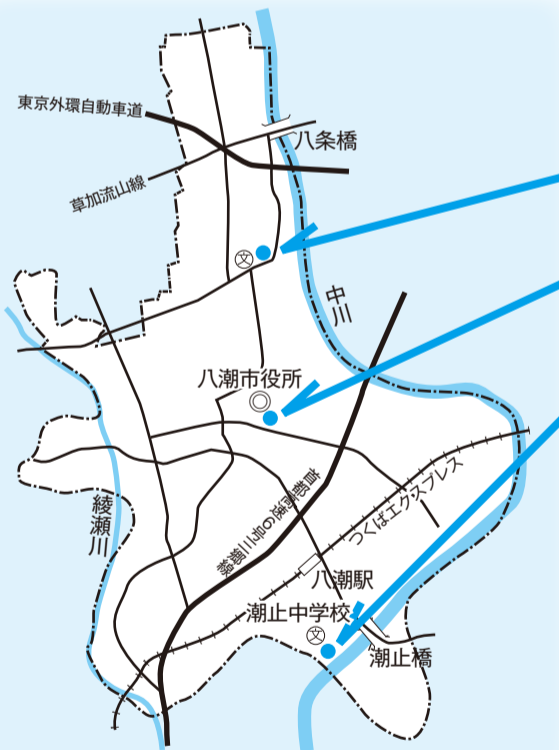
災害時の水道の備え ～応急給水施設～

市水道部では、大規模な地震などの災害時において、市民の皆さんの飲料水を確保するため、応急給水施設を市内3カ所（八條小学校、中央浄水場、南部配水場）に設置しています。いざという時のために、給水施設の場所を確認しておきましょう。

八條小学校の駐車場地下に設置してある応急給水施設は、大きな地震が発生すると遮断弁が自動的に閉まる耐震性貯水槽で、100立方メートルの水を貯めることができます。

応急給水施設の位置

- ・八條小学校
- ・中央浄水場
- ・南部配水場



お願い

各ご家庭で、応急給水を受けるための清潔な容器を準備しておきましょう。



目次

- 1 災害時の水道の備え
- 2 災害に備えて
- 3 平成26年度予算
- 4 水道メーターを交換します
- 漏水調査にご協力を！
- 災害時応援協定
- 水道工事の申し込みなどには

熱中症に注意しましょう！

- ・暑さを避ける
- ・こまめに水分を補給する



水道統計

給水人口 85,149人
給水件数 37,559件
(平成26年6月1日現在)

水道料金のお支払いは、便利でお得な口座振替で！

★口座振替をご利用の方には、1回の引き落としにつき54円(税込み)を割引します。

★口座振替日は2か月ごとの9日(金融機関が休業日の場合は翌日)です。

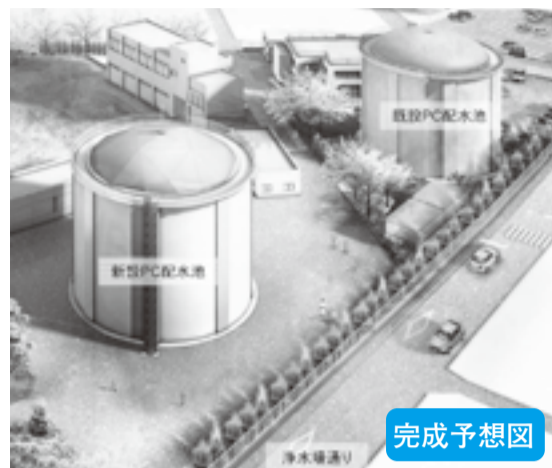
※各請求の初回の口座振替日に引き落としができなかった場合は、割引は適用されません。

災害に備えて

市水道部では、災害時等に備えて表紙の応急給水施設のほか、様々な取り組みを行っています。その概要をお知らせします。

1 水道施設の更新事業（P C配水池の耐震化）

市水道部の中央浄水場にある配水池が老朽化したため、耐震性に優れたP C配水池を平成25年度、26年度で築造しています。通常時の安定給水や大規模災害が発生した場合に飲料水を確保することができます。



新設P C配水池の概要

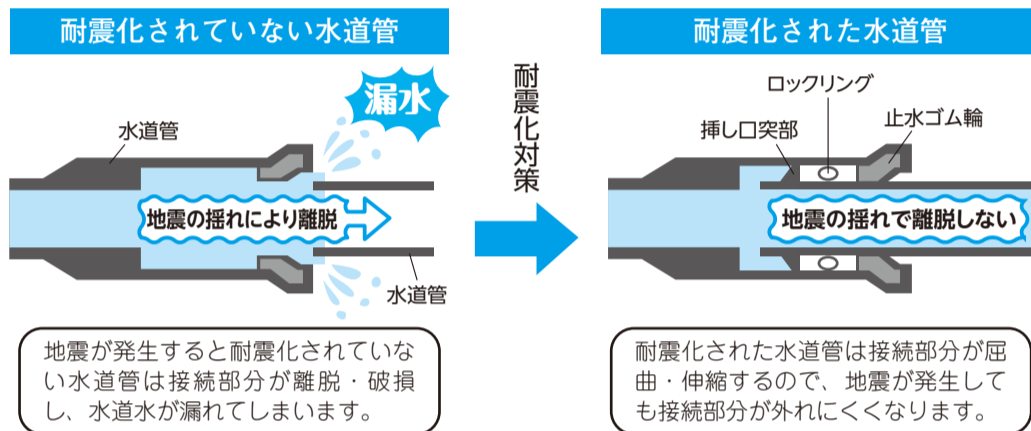
- ・配水池の容量：7,600㎡（学校のプール約15杯分）
- ・高さ：約21m 直径：約26m

2 水道施設（管路）の耐震化

市内の配水管網は、約400km（八潮市から直線でほぼ大阪市までの距離）張り巡らされています。この配水管網のうち、基幹となる導水管（井戸水を浄水場へ送るための水道管）、配水本管（口径300mm以上の配水管）の基幹管路約23kmのうち、約4.5kmが耐震管路です。

平成24年度末の耐震化率は、19.4%であり、平成23年度より3.6ポイント上昇しました。

今後も計画的に基幹管路や配水枝管の耐震化対策を進めていきます。



3 災害用給水資器材の整備

市水道部では、災害時に速やかに応急給水ができるように、給水資器材として応急給水袋、加圧式給水車、車載用給水タンクなどを備えています。

① 応急給水袋

「応急給水袋」は、大規模な災害によって水道管が寸断され、各ご家庭に水道水を送ることができない場合、各給水拠点からの飲料水の運搬用に備蓄しています。

この応急給水袋は毎年2,000袋購入する予定です。

備蓄数：約8,400袋



② 加圧式給水車

「加圧式給水車」は、大規模な災害や広域的な漏水による断水に備え、1台(2.9㎡)を中央浄水場に配置しています。

この給水車の特徴は、離れたところ(約50m)への給水や避難所になる学校の貯水槽などの高い位置(約25m)のタンクにも給水することができます。



③ 車載用給水タンク

「車載用給水タンク」は、災害の初期段階において避難所等へ配置し、近隣の皆様に速やかに応急給水が行えるように備蓄しています。

備蓄数：1㎡タンク 11基
2㎡タンク 2基



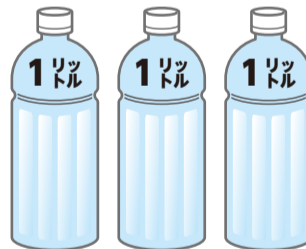
家庭でできる災害時の備え

市水道部では、日頃より災害の発生に備えた取り組みを行っていますが、給水車等による応急給水まで3日間、水道からの給水には1週間以上かかることも予想され、救援体制が整うまでは自分たちで身を守らなければなりません。

人が生きていくためには、**1人1日3リットル**が必要です。各家庭においても**3日間分**の飲料水を備蓄しましょう。

3リットル

1人1日分の水 =



水道水の保存方法



水道水（蛇口からそのままの水）を口元まで水をしっかり詰めて密封



直射日光を避けて、暗くて涼しい所で、3日間程度の保管

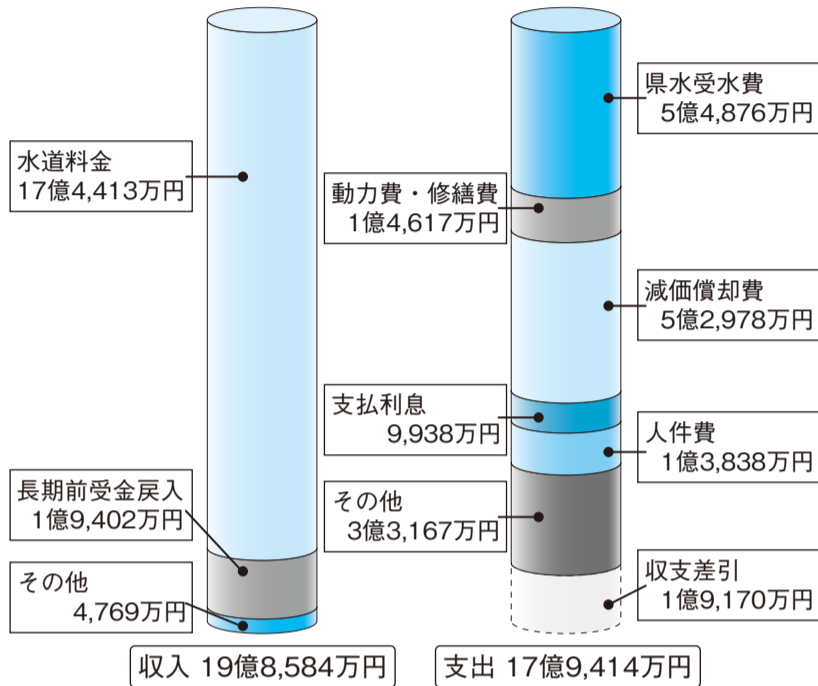
※古い水（3日を経過した水）は洗濯や植物への水やりなどに使用してください。

平成26年度の予算をお知らせします

収益的収支（消費税抜き）

<水道をお届けするための 収入と支出>

皆さんから納めていただく水道料金などの収入と、埼玉県の水の購入や水道施設の維持管理など、ご家庭に水道水をお届けするために要する支出です。



用語の説明

収益的収入

水道料金…皆さんにお支払いいただく水道料金です。
長期前受金戻入…補助金などで取得した資産の減価償却見合い分を収益化した分です。
その他…下水道使用料の徴収事務手数料や設計審査手数料などです。

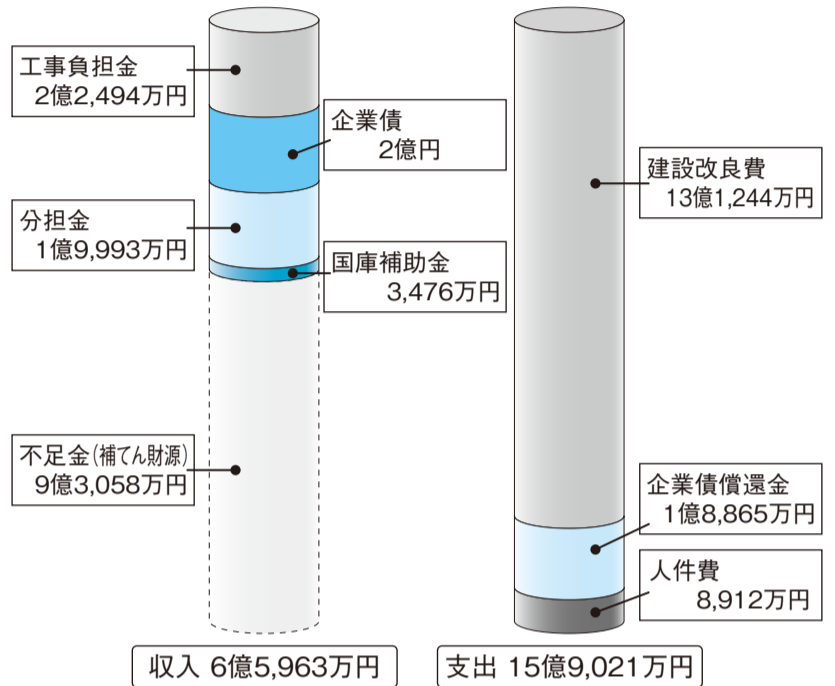
収益的支出

県水受水費…埼玉県企業局から水を買う費用です。平成26年度は、水道水の約85%を購入します。
動力費…浄・配水場から各ご家庭に水道水を送るためのポンプを動かす電気料金です。
修繕費…配水管の修理や施設の機能を維持するための費用です。
減価償却費…取得した固定資産を耐用年数に応じ、各年度に配分して計上した費用です。
支払利息…国と地方公共団体金融機構から借りた企業債（借金）の利子返済額です。
人件費…営業活動に従事する職員の給料や手当等の費用です。
その他…安全な水を供給するため、地下水（井戸水）を滅菌するための薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の費用や水道事業を運営するために委託している様々な業務に係る費用、その他の営業活動に必要な費用です。
収支差引…収益的収入から収益的支出を差し引いた額で、施設整備のために積み立てます。

資本的収支（消費税込み）

<水道施設をつくるための 収入と支出>

皆さんのご家庭へ水道水を送る水道施設を造るために納めていただく分担金などの収入と、水道施設の建設や改良をするために要する支出です。



用語の説明

資本的収入

工事負担金…区画整理地内の配水管新設に係る費用や消火栓の設置にかかる費用として、市などから支払われた負担金です。
分担金…新たに水道を引いたり、メーター口径を大きくしたりしたときに、納めていただく負担金です。
企業債…建設改良工事に要する費用を国や地方公共団体金融機構から借りる資金です。
国庫補助金…国が市に交付する補助金です。
不足金(補てん財源)…資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額を、収益的収支における純利益を積み立てていたお金や、過年度に収益的支出に計上された現金の支出を伴わない減価償却費などで補います。

資本的支出

建設改良費…主なものとして、配水管の新設・改良工事、浄・配水場施設の建設工事などの費用やこれら建設・改良工事をするために委託している諸業務に係る費用の他、水道メーターや機械設備等の資産の購入費用です。
企業債償還金…国と地方公共団体金融機構から借りた企業債(借金)の元金の返済額です。
人件費…建設・改良工事に従事する職員の給料や手当等の費用です。

実施する主な事業等

維持管理等

委託関係

- ①中央浄水場・南部配水場の施設管理業務委託(運転操作、宿日直業務)
- ②中央浄水場・南部配水場の電気設備点検業務委託
- ③水質検査業務委託
- ④水質自動監視装置点検業務委託
- ⑤漏水等緊急対応業務委託
- ⑥水道料金徴収事務等業務委託(検針業務含む)
- ⑦漏水調査業務委託
- ⑧給配水管台帳閲覧システム補正業務委託

修繕関係

- ①浄・配水場次亜注入設備修繕
- ②中央浄水場非常用発電設備配電盤修繕

建設投資

配水施設

- ①中央浄水場PC配水池築造工事
- ②中央浄水場ポンプ室築造工事
- ③配水管の新設・布設替え 約6,455m
- ④配水管の廃止・撤去
 - 石綿セメント管 約1,420m
 - ポリエチレン管 約880m

【お問い合わせ】業務課総務担当

業務予定量の比較

	平成26年度	平成25年度	比較増減
給水件数	38,586件	37,211件	1,375件増
総給水量	10,450,000m ³	10,450,000m ³	増減なし
一日平均給水量	28,630m ³	28,630m ³	増減なし

水道のメーターを交換します

市水道部では、水道メーターを8年ごとに交換しています。今年度が交換時期に当たる方には、事前に「お知らせ」を配布後、市の指定給水装置工事事業者が交換工事を行います。その際、敷地内に入らせていただきますので、ご協力をお願いします。
なお、交換費用は無料です。

交換工事時期

8月中旬～12月中旬
交換に際し、宅地内の給水装置（メーターボックスを含む）に破損等があった場合の修理費用は有料となります。

お願い

メーターボックスの上には、植木鉢などの物を置かないでください。

「災害時等における水道の 応急対策活動に関する協定」 を締結しました



協定書を掲げる大山市長と深澤社長

5月22日、市が水道料金徴収事務を委託している(株)ジェネツと「災害時等における水道の応急対策活動に関する協定」を締結しました。

これは、大規模な地震などによる災害が発生した場合、水道施設が被災することが想定されます。その際、市職員だけでは、迅速かつ的確に対応することが困難なため、(株)ジェネツの従業員の方に広報活動、応急給水活動、電話対応などの協力をしていただくものです。

・犬はメーターボックスから離れたところにつないでください。

【お問い合わせ】 業務課給水・営業担当

漏水調査にご協力を！

市水道部では、毎年度区域を決めて漏水調査を実施しています。今年度は、中央三丁目・中央四丁目・大字二丁目・木曾根・大曾根・大原・八潮一丁目から五丁目及び河川堤防の区域を予定しています。

この漏水調査では、「漏水調査員 八潮市水道部」の腕章を付け、水道部発行の身分証明書を持参した委託調査員が公道及び敷地内に立ち入り、水道メーター等の調査を実施します。この調査をお願いします。

なお、この調査で調査員が物品のあっせん等を行うことは一切ありません。

【お問い合わせ】 施設課維持管理担当

八潮市指定給水装置工事事業者一覧（市内の水道工事店）

平成26年(2014年)6月25日現在

事業者名	事業所所在地	電話番号
(有)古姓燃料店	大字八條1219	931-8928
東新建設(株)	大字八條2498-8	995-8563
内田住設	大字八條2740-6	947-8852
(有)東京日創	大字八條3658-3	998-8411
(有)萩野水道	大字八條3750	996-8017
未永設備	大字鶴ヶ曾根165-6	996-8267
新町水道工事店	大字鶴ヶ曾根229-3	996-3838
富士産業(株)	大字鶴ヶ曾根419	996-1251
(有)水巧社	大字鶴ヶ曾根659-1	960-0270
八潮水テクノ(有)	大字鶴ヶ曾根659-1	995-0108
豊田建設(株)	大字鶴ヶ曾根897-3	996-8037
八潮市指定管工事業協同組合	大字鶴ヶ曾根1659	995-1335
(株)織田	中央1-3-13	996-1181
戸田水道工業(有)	中央1-12-8	996-1798
稲穂建設(株)	中央2-6-13	997-0590
小仁熊瑞宝工業(株)	八潮1-17-4	996-5116
東洋ユニオン(株)八潮営業所	八潮3-8-1	995-3310
蒲原燃料住宅設備(株)	八潮4-1-10	996-9630
大家設備	八潮4-18-38	998-6151
(株)市原水道興業	八潮4-18-9	994-0255
日本いなほ土木(株)	八潮4-27-13	995-3175
関設備	八潮6-2-26	997-0023
小幡興業(株)	八潮7-19-5	996-8944
(有)八潮水道工事	八潮7-19-11	996-0054
成田管工	八潮7-30-35	998-8323
竹内セントラル(株)八潮支店	八潮7-46-1	996-4161

事業者名	事業所所在地	電話番号
(有)昼間水道	大字木曾根703-3	996-0336
内村設備	大字木曾根810-4	995-7471
(有)清水水道工業所	大字木曾根880	996-9506
(有)高商設備	大字木曾根1030	995-6836
潮止設備工業	大字木曾根1538-3	996-7188
水之技研工業(株)	大字二丁目145	995-0997
奥戸建設(株)	大字二丁目530	995-1025
(有)萩野タイル	大字二丁目954-3	997-0906
(有)山崎管工	大字二丁目1248-3	996-1513
アサダ設備	緑町2-8-2-211	959-9501
吉岡水道	緑町5-16-12	996-1273
(株)三田組	大字南後谷878-5	997-2108
(株)大川工業	大字南後谷898-61	996-1289
福田建設(株)	大字西袋423	928-3536
(有)鈴輝住宅設備	大字西袋1044	998-2785
加藤建設工業(株)	大字大瀬1623	995-0521
(株)イシダ	大字大瀬1836	998-1540
(株)潮	大字中馬場28	996-4146
(株)アルシオン	大字中馬場49-1	997-6340
青山設備工業	大字南川崎374-4	996-9306
弘和工業(株)	大字大曾根1232-1	994-5236
(有)サノヤ設備	大字大曾根1245-1	995-1436
(株)ピアニー	大字浮塚293	967-5001
(有)白井管工業	大字垢370-1	997-3168
(有)丸宮商事	大字古新田886	996-6261

水道工事の申し込みなどには

水道の新設（家の新築など）、改造（建て替え、水道メーター口径の変更など）、撤去（家の取り壊しなど）、仮設（区画整理の移転で仮に水道を引く場合など）を行う際の申請や施工については、「八潮市指定給水装置

「工事事業者」だけが行えます。水道に関する工事や修繕は、必ず八潮市指定給水装置工事業者に依頼してください。

なお、この指定事業者以外の者が水道工事を行うことは違法行為となり、工事のやり直しや水道を止めるなどの処分がされることがありますので、ご注意ください。
【お問い合わせ】 業務課給水・営業担当

※市外の事業者は、八潮市ホームページの「水道」をご覧ください。 URL <http://www.city.yashio.lg.jp/>
市外にも148店の指定工事事業者があります。